

審 査 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
根 拠 条 項：第92条
処 分 の 概 要：特例財団法人の最初の評議員の選任の認可
原権者（委任先）：都道府県知事
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 1 評議員の選任は、中立的な第三者機関の決定に従って行われるものであること。 2 当該第三者機関に対して、次に掲げる事項その他の評議員の選任に関して必要な情報が提供されるものであること。 ア 評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容 イ 評議員候補者の選任理由、当該特例民法法人及びその役員との関係その他評議員候補者に関する情報
標 準 処 理 期 間：1月以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考： ・ 目的とする事業が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係特例民法法人に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。